

報告第3号

市長の専決処分事項の報告について

大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月25日提出

大田原市長 相 馬 憲 一

専決第3号

専 決 処 分 書

大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年2月10日

大田原市長 相 馬 憲 一

大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) （略） (2) 特定個人情報 <u>番号法第2条第9項</u>に規定する特定個人情報という。 (3) 個人番号利用事務実施者 <u>番号法第2条第13項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム <u>番号法第2条第15項</u>	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) （略） (2) 特定個人情報 <u>番号法第2条第8項</u>に規定する特定個人情報という。 (3) 個人番号利用事務実施者 <u>番号法第2条第12項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム <u>番号法第2条第14項</u>

に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
(5)・(6) (略)

に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
(5)・(6) (略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。